

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立時は申立人であったが申立後に死亡。）及びその妻又は子である申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人については、要介護状態にあったことを考慮して平成23年10月から平成25年12月まで5割の増額分が、妻については、不安障害等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成24年6月から平成29年12月まで5割の増額分が、子のうち1人については、うつ病等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成29年12月まで3割の増額分が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「亡A」という。）が令和4年1月〇日に死亡し、申立人X1、同X2、同X3及び同X4が、亡Aの損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人の知る限り、上記の4名が亡Aの全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分・申立人X1分）
【期間】自 平成23年3月11日 至 平成29年12月31日
金2,460,000円
2. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分・亡A相続分）
【期間】自 平成23年10月1日 至 平成25年12月31日
金1,350,000円
3. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分・申立人X2分）
【期間】自 平成24年6月1日 至 平成29年12月31日
金3,350,000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金7,160,000円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年4月12日

(仲介委員 近藤 健太)